

農薬の使用、管理等に関する  
行政評価・監視結果に基づく通知

平成15年2月

総務省行政評価局

前書き

農薬については、農作物の生産性の向上、品質の向上、労力の軽減等のため農業生産活動上極めて重要な資材であるが、散布中の人に対する事故のほか、誤飲による死亡・中毒等の例が後を絶たず、農薬の適正な使用及び管理の徹底が強く求められている。また、ビニールハウス等に使用される農業用プラスチックの廃棄物については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)に基づき産業廃棄物に指定されており、不適正な焼却によるダイオキシン類の発生等の危険性もあることから、特に適正な処理が求められている。

総務省は、農林水産省等に対し、平成5年6月に「野菜の生産流通対策等に関する行政監察」結果に基づき農業用プラスチック廃棄物の処理対策の充実等について勧告し、6年12月に「農業における環境保全対策に関する行政監察」結果に基づき農薬の適正使用の確保等について勧告したところであるが、依然として、農薬の適正な使用及び保管管理が図られていない状況や農業用プラスチック廃棄物の組織的な回収・処理が進展していない状況がみられる。

この行政評価・監視は、農薬の使用及び保管管理の適正化を図り、また、農業用プラスチック廃棄物の適正な処理を推進する観点から、その実態を調査し、関係行政の改善に資するため実施したものである。

目次

1 農薬使用の適正化

- 2 農薬の保管管理等の適正化
- 3 農薬危害防止運動の効果的实施
- 4 農業用プラスチック廃棄物の適正処理の推進

## 1

### 農薬使用の適正化

農薬による国民の健康被害や農薬の生活環境に及ぼす影響が国民にとって重大な関心事となっていることもあり、農薬の使用者(農業者)側においては、無農薬栽培への志向等過度な農薬使用はさし控える傾向にある。しかしながら、農薬による中毒・死亡事故や農作物に係る被害の発生件数は、減少傾向にあるものの依然として繰り返し発生している。

農薬は、農薬取締法(昭和23年法律第82号)第2条に基づき、農林水産大臣の登録を受けなければならないとされており、個々の農薬ごとに有効性、安全性等を検査の上、適用病害及び適用害虫(以下「適用病害虫」という。)の範囲、使用方法等を定め登録が行われている。登録農薬数は、平成13年9月末現在、5,205となっている。また、農薬取締法第12条の6に基づき、農林水産大臣は、農薬を使用する者が遵守することが望ましい基準として、農薬の成分ごとに、農作物名、剤型、使用方法、使用期間及び使用回数について、農薬の安全かつ適正な使用に係る組合せを示した農薬残留に関する安全使用基準、河川・湖沼等への飛散等を防ぐため使用場所・方法を定めた水産動物の被害防止に関する安全使用基準等から成る農薬安全使用基準を定めており、この農薬安全使用基準については、平成4年11月の全面改正以降、毎年2回程の登録農薬の追加、変更等の見直しが行われてきている。

また、農林水産省は、農薬の食品への残留や環境への影響についての社会的な関心が高いことなどを踏まえ、農薬の使用及び防除の適正化を図るため、「病害虫・雑草防除における農薬の適正使用の徹底について」(平成2年12月25日付け2農蚕第7657号農蚕園芸局長通達。以下「農蚕園芸局長通達」という。)及び毎年度発出している「農薬危害防止運動の実施について」(平成13年度の場合は、平成13年5月29日付け医薬発第557号・13生産第1446号厚生労働省医薬局長、農林水産省生産局長通知)において示している農薬危害防止運動実施要綱により、農薬安全使用基準及び農林水産大臣の登録を受けた農薬の使用等方法(以下、両者を合わせて「安全使用基準等」という。)に基づく使用方法の遵守、適正使用の指導の徹底、農薬の使用状況の記録の励行等について都道府県に通知している。

一方、都道府県は、この安全使用基準等を基に、当該都道府県における主要農作物ごとに、農薬の商品名、剤型、使用時期、使用回数、適用病害虫、希釈倍数等について、農薬の安全かつ適正な使用に係る組合せを示した防除基準を作成し、農業者、防除業者等に対する技術指導に活用している。また、都道府県農業改良普及センター(以下「普及センター」という。)、市町村又は農業協同組合(以下「農協」という。)は、この防除基準の内容を参考として農業者が利用しやすいよう、地域の主要農作物別に当該作物の生育段階ごとの主たる病害虫の防除方法を一覽的に示した防除暦、防除指針等(以下「防除暦等」という。)を作成・配布し、農業者に対して農薬の適正使用の指導を行っている。

総務省は、平成6年12月に農林水産省に対し、「農業における環境保全対策に関する行政監察」の結果に基づく勧告において、防除基準及び防除暦等を安全使用基準等に適合するものとなるようにすること、また、都道府県における農薬の使用状況の

把握及び指導について、その実施体制や調査内容等の在り方を検討することを指摘しており、これを受けて、農林水産省は、「農薬の適正使用の徹底について」(平成6年12月27日付け6農蚕第8011号農蚕園芸局長通達)等を発出し、防除基準の適正化を図ること、農薬の適正使用の確保について周知徹底を図ること、食糧事務所と都道府県との緊密な連携を図り効果的な調査点検が行われるようにすること等について都道府県を指導している。

今回、14道府県における防除基準及び防除暦等の作成状況、農薬の使用状況等について調査した結果は、次のとおりである。

- 1) 調査した14道府県の防除基準に掲載している農作物中、水稻及び当該道府県の主要農作物延べ91作物について農薬の使用方法等に係る掲載状況をみると、延べ4,926通りの農薬の使用に係る組合せのうち延べ49作物に係る延べ174通りの組合せ(3.5パーセント)の内容が安全使用基準等と不適合となっている。このため、農薬の安全使用の指導を行っている道府県病害虫防除所が農業者、防除業者等に対する病害虫の発生予察情報の提供において、安全使用基準等とは適合しない農薬の使用法の指導を行っている例がみられる。

このように防除基準が安全使用基準等に適合していない原因は、次のとおりである。

- i.) 安全使用基準等のうち、農薬残留に関する安全使用基準では、有効成分を含有する製剤ごとに、防除基準で示している適用農作物別の剤型、使用方法、使用期間及び使用回数は示しているものの、農薬の商品名、適用病害虫、希釈倍数は示していない。これは、同一の有効成分を含有する農薬が多く、適用農作物、適用病害虫、希釈倍数に違いがあり、これらの広範な情報を農薬残留に関する安全使用基準で一覧的に示すことは困難であることによるものである。しかし、農薬残留に関する安全使用基準で一覧的に示す代替手段として、農薬の商品名や適用病害虫、希釈倍数に関する情報を別途提供することは可能であるが、農林水産省は、都道府県等に対し、これらの情報提供を行っていない。
- ii.) 農薬登録に係る農薬の商品名、適用農作物、適用病害虫及び使用方法等の事項について、登録されていないことを十分確認しないまま防除基準に継続して掲載している、農薬登録は行われているものの適用病害虫としては登録のない病害虫について防除効果が高いことから防除基準に掲載しているなど、防除基準作成に際しての道府県の事務処理が適切に行われていない。

また、防除基準を参考として作成されている防除暦等について、調査した35農協の128防除暦等の農薬の使用方法等に係る掲載状況をみると、延べ1,521通りの農薬の使用に係る組合せのうち54防除暦等に係る延べ127通りの組合せ(8.3パーセント)の内容が安全使用基準等と不適合となっている。

- 2) 農業者及び防除業者における農薬の使用状況をみると、i.) 13道府県内で抽出した調査結果では、作業日誌等により農薬の使用状況を確認できるようになっていたのは141農業者等(農業者86、防除業者55)のうち82農業者等(農業者40、防除業者42)であり、このうち12農業者等(14.6パーセント)において安全使用基準等に適合しない農薬の使用となっている、ii.) 農林水産省が毎年度とりまとめている「農作物安全対策業務調査結果(平成11年度)」によると、当省が調査した14道府県では延べ43作物に対する延べ17,070回の農薬使用のうち、延べ41作物に対する延べ998回(5.8パーセント)誤った方法で使用されており、このうち9道府県では延べ14作物について、誤った方法での農薬使用の回数の割合が10パーセント以上となっている、iii.) 食品衛生法(昭和22年法律第233号)に基づく農作物の収去検査により、14道府県のうち7道府県(延べ21作物)において同法に基づく残留農薬基準に違反している例が発見され、うち6例については安全使用基準等に反した農薬の使用が行われたことが確認されている。

一方、農薬の使用に対する道府県の指導状況をみると、上記農蚕園芸局長通達及び農薬危害防止運動実施要綱において講習会、研修会等の場を活用して農業者及び防除業者に対する農薬の適正使用、使用状況の記録について、その徹底を図ることとされており、道府県独自の取組がみられるものの、補助事業を活用した

講習会等の場においてこれらの事項について指導されている例は少ない。

したがって、農林水産省は、農業者、防除業者等農薬使用者における農薬使用の適正化を図る観点から、より一層的確な防除基準を作成するために必要な農薬の商品名、剤型、使用時期、使用回数、適用病害虫、希釈倍数等のうち、現行の農薬安全使用基準に掲載することが困難な情報については、都道府県等に対し別途情報提供を行うとともに、以下の事項について、都道府県に対し技術的助言を行う必要がある。

1) 防除基準について総点検を行い、安全使用基準等に適合する内容に改訂すること。

また、農協等作成の防除暦等について、改訂した防除基準に併せて見直すよう農協等に対し指導を行うこと。

2) 農薬の安全・適正使用及び農薬の使用状況の記録について、農業者及び防除業者に対し講習会、研修会等の場を通じて一層の徹底を図ること。

## 2 農薬の保管管理等の適正化

農薬の販売業者及び防除業者は、農薬取締法に基づき、販売業者及び防除業者の届出、届出事項の変更届出等を行わなければならないとされており、毒物及び劇物取締法(昭和25年法律第303号。以下「毒劇物取締法」という。)の規制を受ける農薬として指定された農薬(以下「毒劇物指定農薬」という。)の販売業者は、同法に基づき、販売業の登録、毒物劇物取扱責任者の届出等を行わなければならないとされている。また、農薬の販売業者は、農薬取締法に基づき、帳簿を備え付け、これに農薬の種類別に譲受及び譲渡の数量の記載、帳簿の保存等を行わなければならないとされ、さらに、毒劇物指定農薬の販売業者は、毒劇物取締法に基づき、譲受人の氏名、住所等を記載した書面(以下「譲受書」という。)の提出を受けて販売し、譲受書を保存しなければならないとされている。

一方、農薬の保管管理の徹底及び盗難、紛失の防止に万全を期すため、販売業者、防除業者、農業者その他の農薬使用者は、農薬の保管に当たっては、「農薬の保管管理の徹底について」(昭和62年6月10日付け62農蚕園芸局長通知)に基づき、鍵のかかる場所とすることとされ、毒劇物指定農薬の保管に当たっては、毒劇物取締法及び「毒物及び劇物の保管管理について」(昭和52年3月26日付け薬発第313号厚生省薬務局長通知)に基づき、鍵をかける設備のある専用の堅固な施設で貯蔵、陳列し、その場所には「毒物」等を表示しなければならないとされている。

また、農薬の販売業者、防除業者、農業者その他の農薬使用者に対して、これら農薬取締法及びこれに基づく通達(以下「農薬取締法等」という。)並びに毒劇物取締法及びこれに基づく通達(以下「毒劇物取締法等」という。)に定める事項を励行させるため、農林水産大臣及び都道府県知事が農薬取締法第13条等に基づき、都道府県知事、保健所を設置する政令市の市長及び特別区の区長が毒劇物取締法第17条等に基づき、立入検査を行うことができるとされている。

今回、14道府県内の304業者等(販売業者139、防除業者66、農業者99)を抽出し、農薬取締法等及び毒劇物取締法等に定める販売業者及び防除業者の届出、販売業の登録等の実施状況、農薬の保管管理等の状況を調査した結果は、次のとおりである。

i. 農薬取締法に基づく販売業者及び防除業者の届出、届出事項の変更届出等を行っていないものが54販売業者(38.8パーセント)、31防除業者(47パーセント)、毒劇物取締法に基づく販売業の登録、毒物劇物取扱責任者の変更届出等を行っていないものが7販売業者(5.5パーセント)、農薬取締法に基づく農薬の受払いに係る帳簿の備付け等を行っていないものが33販売業者(23.7パーセント)、毒劇物取締法に基づく毒劇物指定農薬に係る譲受書等が未整備となっているものが40販売業者(31.3パーセント)あるなど、農薬を取り扱っている販売業者及び防除業者の届出、販売業の登録等の法に定める事項が遵守されていない。

ii. 農薬の保管については、毒劇物取締法等及び農薬取締法等に基づき、施錠設備のある保管庫に施錠の上保管すること等とされているが、施錠設備がないもの等が10販売業者(7.2パーセント)、23農業者(23.2パーセント)、毒劇物取締法等に基づ

き、毒劇物指定農薬の専用の貯蔵・陳列場所を設置し、その場所には「毒物」等を表示することとされているが、これらを行っていないもの等が56販売業者(43.8パーセント)、5防除業者(45.5パーセント)、46農業者(63パーセント)あるなど、販売業者、防除業者及び農業者における農薬の保管管理が適正に行われていない。

また、このような状況にあって、道府県等の立入検査機関による検査・指導の実施状況を調査した結果、以下のような状況がみられた。

- 1) 農林水産省は、「農薬販売業者に関する指導取締りについて」(昭和48年2月28日付け48農蚕第736号農蚕園芸局長通知)及び「防除業者の届出及び監督について」(昭和59年2月28日付け58農蚕第708号農蚕園芸局長通知)により農薬販売業者及び防除業者の的確な把握と立入検査による指導取締りの徹底を図るよう都道府県を指導しているが、i)調査した14道府県の中には、立入検査実施要領を定めていないもの(3道府県)、立入検査の重点実施方針や実施計画を作成していないもの(10道府県)があるなど、立入検査は必ずしも計画的かつ効率的に実施される仕組みとなっておらず、また、平成12年度の14道府県における立入検査の平均実施率は6.9パーセントと低調であるほか、14道府県中12道府県において農業者に対する立入検査は行われていない、ii)無届けの農薬販売業者について、農薬取締法所管部局では、指導監督対象業者としての把握措置を講じておらず、例えば、毒劇物取締法上登録等のあった農業用品目販売業者の台帳と農薬取締法上届出のあった販売業者の台帳との突合を行っているものは1道府県しかなく、また、毒劇物取締法所管部局に対し、登録された農業用品目販売業者の通知依頼を行っているところはないなど積極的な対策が講じられていない。
- 2) 厚生労働省は、「毒物及び劇物の適正な保管管理等の徹底について」(平成11年9月30日付け厚生省医薬安全局安全対策課長・監視指導課長連名通知)において、同省が平成11年8月に作成した「毒物劇物監視指導指針」に基づき、監視指導計画の作成による効率的、計画的な立入検査の実施、改善指摘事項についての改善確認の実施等を行うよう、都道府県等に通知しているが、立入検査結果に基づく指摘事項の改善状況をみると、指摘を行った業者すべてについて改善報告の徴収等を行っている道府県等における指摘事項の改善率(立入検査の結果に基づく指摘事項数に対する当省調査時における当該指摘事項の改善数の割合)は100パーセント(6事項中6事項)になっているのに対し、指摘を行った業者のうち一部の業者についてのみ改善報告の徴収等を行っている道府県等における指摘事項の改善率は72.9パーセント(48事項中35事項)、改善報告の徴収等を全く行っていない道府県等における指摘事項の改善率は45.5パーセント(22事項中10事項)にとどまっている。

したがって、農林水産省及び厚生労働省は、農薬の販売業者、防除業者、農業者その他の農薬使用者に対して、農薬取締法等及び毒劇物取締法等を遵守させ、農薬の保管管理等の適正化を図る観点から、以下の事項について、都道府県に対し技術的助言を行う必要がある。

- 1) i.) 農薬取締法所管部局は、立入検査実施要領を策定するとともに、立入検査を実施するに当たって、重点実施方針・実施計画を作成の上、立入検査の対象に農薬取扱量の多い農業者を選定すること。  
ii.) 農薬取締法所管部局は、指導監督の対象となる販売業者を的確に把握するため、毒劇物取締法上登録等のあった農業用品目販売業者台帳と農薬取締法上届出のあった農薬販売業者台帳との定期的な突合を、又は、毒劇物取締法所管部局に対し登録等のあった販売業者の情報提供の依頼を行うこと。
- 2) 毒劇物取締法所管部局は、立入検査の実効性を確保するため、改善報告の徴収等を確実に行うこと。

### 3 農薬危害防止運動の効果的実施

国内における農薬事故の発生件数は、農林水産省の資料によれば、近年減少傾向にあるものの、農薬による危害については、散布中の人に対する事故のほか、誤飲による死亡・中毒等の例が後を絶たず、国民の健康の保護、生活環境の保全及び農産物の安全性の確保に対する社会的関心が高まっている折、農薬の適正な使用

及び保管管理の徹底のため、販売業者、防除業者、農業者その他の農薬使用者のみならず、関係住民が一体となった危害防止のための活動が求められている状況にある。

農薬による危害防止を図るため、農林水産省は厚生労働省と共同で、毎年6月を農薬危害防止運動月間と定め、国及び地方公共団体の連携の下に関係団体の協力を得て全国的に農薬危害防止運動を実施してきている。この運動については、両省が毎年、農薬危害防止運動実施要綱(以下「実施要綱」という。)を策定し、この中で都道府県等が実施する事項として、広報誌等による啓発宣伝、農薬の適正使用等に係る講習会・研修会の開催、医療機関等との連携、農薬の適正使用等についての指導等を掲げており、あわせて、農林水産省は、都道府県が行う運動の推進を支援するため、農薬危害防止運動事業(補助事業)により、農薬の販売業者及び防除業者を対象とする研修会等の開催、農薬販売状況の調査等に対して、その経費の2分の1を補助している。

今回、14道府県について、農薬危害防止運動の取組状況等を調査した結果は、次のとおりである。

- 1) 農薬危害防止運動について道府県の実施状況をみると、i.)国が実施要綱で定める都道府県が実施する事項を効果的に行うためには、実施方法、実施体制等を定めた実施要領の策定が重要であるが、農薬危害防止運動を具体的に進めるための実施要領を作成しているのは12道府県にとどまっており、その内容もほとんど国の実施要綱をやき直して示しているにすぎず、その時々テーマをとり上げ、重点事項を基にした運動方針を示している道府県はない、ii.)農薬危害防止運動の趣旨からすれば都道府県、市町村、関係団体等が一体となった農薬危害防止運動を推進するための協力体制を整備することが重要であるが、協力体制を整備しているところは少ない(6道府県)、iii.)農薬による環境汚染、農作物の残留農薬等は近年における社会的関心事であり、農薬危害防止運動は末端の農薬使用者である農業者と農作物の消費者である一般住民を視野に入れた運動の展開が重要であるが、一般住民を対象とした特定の地域での展示会・体験会等の開催による活動方式を採用するなどの運動を展開しているものはない。
- 2) 実施要綱に定められた都道府県等が実施する事項について、道府県の実施状況をみると、i.)啓発宣伝活動については、国の実施要綱により、都道府県の広報誌への記事掲載、ポスター等の配布による周知のほか、報道機関等の協力も得つつ、農薬危害防止運動の普及徹底を図ることとされているが、広報誌を活用していないもの(9道府県)、本運動には目新しい点がなく記事として取り上げられることは少ないとして報道機関への記事掲載の依頼を行っていないもの(9道府県)があり、このうち6道府県ではポスター等の活用のみで広報誌又は報道依頼による啓発宣伝を行っていない、ii.)講習会等については、補助事業により、農業者等の農薬使用者を対象に安全使用基準等を周知徹底するために行う講習会を開催する場合に、また、農薬の販売業者及び防除業者を対象に農薬による危害防止及び農薬の適正な流通を図るために行う研修会を開催する場合に助成が行われているが、農業者等の農薬使用者を対象とした講習会を全く開催していないもの(平成12年度5道府県)、補助事業による研修会において、そのすべてを農薬管理指導士等(道府県が販売業者等の資質向上のため独自に認定した資格)の認定、更新のための研修に充て、農薬の販売業者及び防除業者を対象とした研修会を全く開催していないもの(12年度5道府県)があるなど、補助事業が効果的に活用されていない、iii.)実施要綱においては、農薬中毒事故の状況を的確に把握・分析し、今後の事故防止対策に反映させる観点から都道府県と医療機関等との連携を図ることとされているが、調査した14道府県においては医師会に対する農薬危害防止運動への協力依頼文書の中で医療機関への通報依頼が行われているものの、その中には、医療機関が農薬中毒事故に係る治療を行った場合に道府県に連絡通報することについて、医師会等を通じて依頼を行っていないもの(4道府県)があり、このため、農薬中毒事故の発生を普及センター、市町村等に照会し、年間分をまとめて把握しているものがある、iv.)農業者等の農薬使用者に対する農薬の適正使用・適正保管及び使用状況の記録に係る指導は、普及センター、農協が農業者等を訪問又は招集して行うことが効果的であるが、農業者等の農薬使用者に対する農薬の適正使用・適正保管

及び使用状況の記録が励行されていない状況がみられるにもかかわらず、この訪問指導又は集団指導は、農薬危害防止運動月間中の重点活動としてほとんど実施されていない。

したがって、農林水産省は、農薬危害防止運動の実効性を上げる観点から、農薬危害防止運動の在り方についての点検・評価を行い、実施要綱に定める都道府県が実施する事項については、例えば末端の農業者、地域住民を取り込んだ運動の実施方式、実施内容等にするなどの工夫を加えるとともに、以下の事項について、都道府県に対し効果的な取組を徹底させるための技術的助言を行う必要がある。

- 1) 地域の特性を生かした運動方針等を掲げた実施要領を作成し、関係機関、団体が一体となった協力体制の整備を徹底するとともに、新しい運動方式、重点地域での活動方式等を取り入れ、運動の活性化を図ること。
- 2) 補助事業を活用して実施する事項のうち、
  - i.) 啓発宣伝活動については、広報誌、報道機関への掲載依頼を励行するとともに、インターネットへの掲載等多様なメディアの活用を図ること。
  - ii.) 講習会等については、補助目的に照らし農薬の適正使用及び適正保管を徹底することとし、講習会は末端の農薬使用者である農業者を対象に開催し、研修会は農薬管理指導士等の認定、更新の対象業者以外の販売業者及び防除業者を中心に開催すること。
  - iii.) 農薬中毒事故の通報措置については、地元の医師会等を通じた協力依頼を確実に行い、農薬中毒事故の報告を随時受けられるよう措置すること。
  - iv.) 農業者等の農薬使用者に対する農薬の適正使用・適正保管及び使用状況の記録に係る指導については、月間中の活動として、普及センター、農協の職員を活用した訪問指導又は集団指導を行うことにより指導の効果を上げること。

#### 4 農業用プラスチック廃棄物の適正処理の推進

ハウス栽培やトンネル栽培等の被覆栽培で使用した後に排出されるプラスチックフィルムやその他のプラスチック(以下「農業用プラスチック廃棄物」という。)は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。)に基づき産業廃棄物に指定され、事業者当たる農業者は、事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならないとされている。

農業用プラスチックフィルムの利用及び農業用プラスチック廃棄物の排出状況について、農林水産省が平成12年7月に公表した「園芸用ガラス室・ハウス等の設置状況調査」によると、利用については、野菜や花きなどの園芸分野での利用面積は、近年横ばいの状況にあり、排出量については、2年間以上の長期にわたって使用が可能な長期展張性フィルムや環境保全型資材として開発された生分解性プラスチックフィルムの普及により、5年度以降減少傾向にあり、11年度で約18万トンとなっている。

農林水産省は、地球環境問題に対する関心が高まる中で農業用プラスチック廃棄物の適正処理を推進するため、「園芸用使用済プラスチックの適正処理に関する基本方針」(平成7年10月23日付け7食流第4208号農林水産省食品流通局長通達)、「園芸用使用済プラスチック等の適正処理について」(平成10年11月27日付け10-9農林水産省農産園芸局肥料機械課長、植物防疫課長、野菜振興課長連名通知)(以下「基本方針等」という。)により、資源の有効利用の観点からリサイクル処理を基本としつつ、適正な焼却、埋立等による処理をも推進してきたところであるが、平成13年4月に循環型社会形成推進基本法(平成12年法律第110号)が施行されたことを受け、リサイクル処理に重点を置いた適正処理が行われるよう農業者及び農業団体等に対し指導することとしている。

また、農林水産省は、基本方針等に基づき、都道府県に対し、農業者だけでは農業用プラスチック廃棄物の適正処理が困難であることから、行政機関及び農業団体が中心となって、回収・処理の仕組みの整備、農業者への適正処理に関する情報提供等、必要な支援措置を積極的に講ずるため、都道府県段階、市町村段階において、適正処理推進協議会等を設置するよう求めている。基本方針等では、i)都道府県段階で設置された適正処理推進協議会(以下「都道府県協議会」という。)においては、地域の農業用プラスチック廃棄物排出の実態に即した回収範囲・回収方法・回収時

期・処理方法・回収処理経費の分担方法及び徴収方法等を定める適正処理推進のための計画(以下「適正処理推進計画」という。)を策定し、市町村段階で設置された適正処理推進協議会等(以下「市町村協議会等」という。)、民間再生処理業者等関係者へ同計画の周知等、計画の推進に関する指導を行うこと、ii.)市町村協議会等においては、都道府県協議会が策定した適正処理推進計画に基づき、農業者、農協等に対する適切な指導を行い、地域において組織的に農業用プラスチック廃棄物を回収する業務(以下「回収業務」という。)並びに農業用プラスチック廃棄物を処理する際に必要な、産業廃棄物収集運搬業者や産業廃棄物処分業者(以下「処分業者等」という。)との契約及び産業廃棄物管理票(以下「管理票」という。)の交付を農業者に代わって行う業務(以下「処理業務」という。)を実施することとされている。

総務省は、平成5年6月に農林水産省に対し、「野菜の生産・流通対策等に関する行政監察」の結果に基づく勧告において、農業用プラスチック廃棄物の適正な処理を推進するため、適正処理推進協議会を設置していない都道府県に対し、その設置を指導するよう指摘しており、その結果、すべての都道府県において同協議会が設置されている。

今回、14道府県における農業用プラスチック廃棄物の回収・処理の取組及び回収・処理の実施状況を調査した結果は、次のとおりである。

- 1) 都道府県協議会において農業用プラスチック廃棄物の適正処理についての指針となる適正処理推進計画の策定状況をみると、策定していないもの(2協議会)、策定はしているものの基本方針等により定めるとされている回収範囲や回収処理経費の徴収方法等の事項を盛り込んでいないもの(8協議会)がある。

また、14道府県内の1,203市町村のうち、市町村の地域の一部が農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第6条に基づく農業振興地域に指定されていることから、農業用プラスチックフィルム等の利用が今後も見込まれる1,118市町村について、市町村協議会等の設置状況をみると、203市町村(18.2パーセント)において設置されていない。

- 2) i.) 14道府県内の市町村協議会等における農業用プラスチック廃棄物の回収業務及び処理業務の実施状況をみると、a)回収業務について、市町村協議会等が設置されているすべての市町村において実施されているものが9道府県ある一方で、市町村協議会等が設置されている市町村のうち実施されている市町村の割合が50パーセント未満のものが1道府県となっている、b)処分業者等との契約の代行業務について、市町村協議会等が設置されているすべての市町村において実施されているものが8道府県ある一方で、市町村協議会等が設置されている市町村のうち実施されている市町村の割合が50パーセント未満のものが4道府県ある、c)処分業者等における処理が適正に行われているかを確認するための管理票の交付の代行業務について、市町村協議会等が設置されているすべての市町村において実施されているものが7道府県ある一方で、市町村協議会等が設置されている市町村のうち実施されている市町村の割合が50パーセント未満のものが3道府県となっているなど、未だ組織的な取組が行われていない市町村協議会等がみられた。

ii.) 市町村協議会等における農業用プラスチック廃棄物の回収業務の実績についてみると、抽出調査した4道府県内の12市町村協議会等では、当省で算出した農業用プラスチック廃棄物の排出量に対する回収量の割合(以下「回収率」という。)が70パーセント以上となっているものが4協議会等ある一方で、回収率が50パーセント未満と活動実績が低調な協議会等が6協議会等ある。このように組織的な回収が進展しない主な理由は、回収対象農家や回収対象物品を限定した回収を行っていること、農業用プラスチック廃棄物の回収処理に伴う農家の費用負担の問題があることが上げられる。

ちなみに、14道府県のうち9道府県の管内において、農業用プラスチック廃棄物の野焼き及び不法投棄の例が80件(平成10年4月から13年11月まで)発見されている。

- 3) i.) 回収された農業用プラスチック廃棄物の処理手続について事業者当たる農業者等は、廃棄物処理法により、a)処分業者等に対して廃棄物の処理を委託する



際に、当該処分業者等に管理票を交付し、処理終了後に当該処分業者等からその旨を記載した管理票の写しの送付を受けたときは、委託内容どおりに廃棄物が処理されたかどうかを確認すること、また、b)管理票交付日から90日(最終処分に当たる場合は180日)以内にその写しが返送されない場合には、処分業者等に問い合わせて確認するとともに、その旨を都道府県知事に報告することとされている。

しかし、14道府県の46市町村協議会等のうち4道府県の9市町村協議会等においては、管理票に記入することとされている「交付年月日」を記入していないもの(3協議会等)、発行後180日を経過しても返送されない管理票があるにもかかわらず処分業者等への問い合わせなどの措置を採っていないもの(1協議会等)など管理票の発行、回収又は管理について適切な事務処理を行っていない状況にある。

- ii.) 全国において排出される農業用プラスチック廃棄物のリサイクル処理の割合を平成11年度についてみると、塩化ビニールフィルムで50.9パーセント、ポリエチレンフィルムで16.8パーセントとなっており、調査した14道府県においてもポリエチレンフィルムの処理割合が低くなっている。これは、塩化ビニールフィルムについては再生処理技術が開発され、肥料袋、床材、サンダル等種々の再生品が製造されているのに対して、ポリエチレンフィルムについては再生処理技術の開発が進んでおらず、再生品の種類も杭、鉢等限られたものとなっていることによる。

したがって、農林水産省は、農業用プラスチック廃棄物の適正処理を推進する観点から、ポリエチレンフィルムに係る再生処理技術の研究開発を推進するとともに、以下の事項について、都道府県に対し技術的助言を行う必要がある。

- 1) 農業用プラスチック廃棄物の適正処理を具体的に推進するための適正処理推進計画を策定し、基本方針等により定めるとされている回収範囲・回収処理経費の徴収方法等の事項を適正処理推進計画に盛り込むこと。  
また、市町村協議会等が未設置である市町村に対しては、協議会等の設置を指導すること。
- 2) 都道府県内の市町村協議会等に対し農業用プラスチック廃棄物の回収業務及び処理業務を組織的かつ計画的に推進し、活動の実効を上げるよう指導すること。
- 3) i.) 農業用プラスチック廃棄物の処理手続について、廃棄物処理法に基づく管理票に係る事務手続きを的確に行うよう市町村協議会等を指導すること。  
ii.) 農業用プラスチック廃棄物のリサイクル処理を更に推進するよう市町村協議会等を指導すること。